○農林水産省告示第十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　兵庫県養父市鵜縄字栃原三五の二、三五の三、三六の一から三六の五まで、三七の一から三七の三まで、六九四の一、字宮ノ谷三八の一から三八の三まで、三九の一から三九の六まで、四〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字栃原三六の一から三六の三まで・六九四の一・字宮ノ谷三九の一・四〇（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　佐賀県嬉野市嬉野町大字不動山字馬場山乙七、乙一三、乙一九の二、乙二〇の三、乙二〇の五、乙二〇の一六、乙二〇の二一、乙二五、乙二七、乙五一の一、字田ノ頭乙七六から乙七八まで、乙九〇、字馬場乙一二四の一、乙一八一、乙二二二の一、乙二二二の三、字**樽**木谷乙二二五、乙二二六、乙二二七の一、字幸助谷乙三二〇、乙三三〇、乙三五七の七、字深谷乙二二の一、乙三三〇、乙三五七の七、字深谷乙三九三、字田手ノ坂乙四三四、乙四三五、乙四三八、乙四四〇、乙四四二、乙四四四の六、字野添乙五六九の一二、乙五六九の一六、乙五六九の一八、字西熊川内乙六〇四の三、乙六一〇、乙六二〇の二、乙六二三、乙六二七、乙六二八、乙六二九の三、乙六三〇、字東熊川内乙六四一の三、乙六五三の二、乙六六三の一、乙六六三の五、乙六六四、乙六六八、乙六六九、乙六七〇の一、乙六七〇の二、乙六七一、字大板椎乙六八一から乙六八三まで、乙七一三の二、乙七二六の一、字当尾乙七四七の二、乙七五七、乙七六五、乙七六六、乙七六九、乙七七一の六、乙七七一の九、乙七七一の一六、乙七七一の二三、乙七七一の三三から乙七七一の三五まで、乙七七一の三八、乙七七一の四一、乙七七一の四二、乙七八一、乙七九四、乙八一四の二、字国見乙八三九の二、乙八六六の三、乙八七二、乙八八六、乙八九二、乙九〇〇、乙九〇九の二、字椎場乙三一二〇の二一、乙三一二〇の三五、字大舟甲二〇七七の五、甲二一三二、甲二一三三、甲二一三七の一、甲二一三七の三、甲二一七八、字茶ノ木久保甲二二四七、甲二二四八、甲二二五一、甲二二五二の一、甲二二五二の二、甲二二六四、甲二二六五の一、甲二二六五の二、甲二二六六、甲二二六七の二、字茶ノ木平甲二三九九の一、甲二三九九の二、甲二四〇〇、甲二四〇一、甲二四〇三、甲二四二六、甲二四二七、甲二四四二の二、甲二四四五、甲二四四七、甲二四五〇、甲二四五一、甲二四五三、甲二四五五、字谷頭甲二四六三、甲二四六八、甲二四六九、甲二四七〇の四、甲二四七〇の五、甲二四七二、甲二四九〇、甲二五〇五の二、甲二五〇六、甲二五〇七、甲二五一三、甲二五二一から甲二五二三まで、甲二五二七、甲二五三四、甲二五三七の二、甲二五三七の四、甲二五三七の六、甲二五三七の九、甲二五三七の一一、甲二五三七の一七、甲二五三八、甲二五四〇の一から甲二五四〇の三まで、甲二五四三の一、甲二五四三の三、甲二五四四から甲二五四六まで、甲二五五〇、字元野甲二五五四の一、甲二五五四の二、甲二五五五、甲二五五七の一、甲二五五七の二、甲二五五八の一、甲二五五八の二、甲二五五九、甲二五六一、甲二五七六、甲二五七七、甲二五八一、字金岩甲二九〇二、甲二九〇六、甲二九〇八、甲二九一二の三、甲二九二二、甲二九二六から甲二九二九まで、甲二九三一、甲二九三二の一から甲二九三二の三まで、甲二九三二の五、甲二九三二の八、甲二九三三の九、甲二九三三の一、甲二九三三の二、甲二九三四の一〇、甲二九三六の一、甲二九三七、甲二九三八の二、甲二九四〇、甲二九四四、甲二九四五、甲二九五三の一、甲二九五三の二、甲二九五四、甲二九六〇の四、甲二九六〇の六、甲二九六一の一、甲二九七一から甲二九七三まで、字川瀬甲二九七七、甲二九七八の一、甲二九七八の二、甲二九七九の二、甲二九七九の六、甲二九七九の八、甲二九七九の九、甲二九七九の一二、甲二九八〇、甲二九八二の二、甲二九八九、甲二九九四から甲二九九六まで、甲二九九八、甲三〇〇〇の一、甲三〇一二の一、甲三〇二七から甲三〇三〇まで、甲三〇四〇、甲三〇四六の一、甲三〇八四、字門ノ元甲三〇九三の二、甲三〇九五、甲三〇九七の一、甲三〇九七の二、甲三一〇三、甲三一〇七の三、甲三一一七、甲三一一九、甲三一三三、甲三一四〇の五から甲三一四〇の七まで、甲三一四五の一、甲三一四八の一、字庵ノ山甲三二二四の一、甲三二二四の三、甲三二二四の一〇、甲三二二四の一四、甲三二四三の一、字小ヶ倉甲三二四四の二から甲三二四四の四まで、甲三二四四の一二、甲三二四四の一五、甲三二四四の二三、甲三二四四の二四、甲三二四四の二六、甲三二四四の二七、甲三二四四の四三、甲三二四四の四八、甲三二四四の五〇、甲三二四四の五四、甲三二四四の五五、甲三二四四の五八、甲三二四四の六〇、甲三二四七、甲三二五四、甲三二五七、甲三二六〇、甲三三七四、字平古場甲三二九六、甲三三〇三、甲三三〇五、甲三三四五の四、甲三三五六、字**葛**根坂甲三三六三、甲三三七四、甲三三七五、甲三三七九、甲三三八五の二、甲三三八五の五、甲三三八五の六、甲三三八五の一七、甲三三八五の一九、甲三三八五の二七、甲三三八五の三五、甲三四〇五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び嬉野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　佐賀県鹿島市大字山浦字上坂丙一一七の一、字白仁田丙一五〇の一、丙一五一の一、丙一六八、丙一七一、丙一七六の一、丙一七八、丙一八五の一、丙一八五の三、丙一九四の一、丙一九八、丙二〇〇の一、丙二〇〇の二、丙二〇八の一、丙二〇八の二、丙二一四、丙二二二、丙二二七、字船坂丙三一六、丙三二八の一、丙三二八の二、丙三三一の一、丙三三四から丙三三六まで、丙三四一、丙三四六、丙三五九、丙三六四の二、丙三八一の一、丙四〇〇の一、丙四〇〇の二、丙四〇一、丙四八五の三、丙四八五の四、丙四九〇の二、丙四九一の一から丙四九一の三まで、字大平丙五五一の一、丙五五一の三、丙五五二、丙五五四の一、丙五六九、丙五七〇、丙五七三の二、丙五八〇、丙五九八の二、丙五九八の三、丙六〇三、丙六一六、丙六一九の一、丙六二一、丙六三三、丙六四一の二、丙六四五、丙六五〇の一、丙七四〇の一、丙七四二の一、丙七四三、丙七四五の一、丙七四五の三、丙七六二、丙七六九の二、丙七七一の一、丙七七一の二、丙七八四の二、丙七八四の三、丙七八七の一、丙七九四、丙八〇〇、丙八〇三、丙八一二の一、丙八一二の三、丙八一七、丙八五〇、丙八五五、丙八五九から丙八六一まで、丙八六六、丙八八二の二、丙八八八の一から丙八八八の四まで、丙八八九の一、字城平丙一四七二の一、丙一四七二の二、丙一四七三、丙一四七四、丙一五四二、丙一六一一、丙一六一三、丙一六一七の二、丙一六三三、丙一六四二、丙一六四四、丙一六